

特定復興再生拠点区域の 避難指示解除と帰還・居住に向けて (案) 概要

平成30年12月
原子力災害対策本部

避難指示区域の解除に向けた現状

<これまで>

- 2017年4月までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除。
- 避難指示の解除に当たっては、2013年12月原子力災害対策本部決定（※1）に基づき、原子力規制委員会が取りまとめた放射線防護対策（※2）を講じ、準備宿泊に取り組んできました。

※1 2013年12月 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（原子力災害対策本部）

※2 2013年11月 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（原子力規制委員会）



<現在>

- 将来にわたって居住を制限するとされていた帰還困難区域においては、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を創設。（2017年5月 福島復興再生特別措置法の一部改正）
- 6町村が計画を策定し、2017年9月から今年5月までに内閣総理大臣が認定。
※双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村
- その後、今年11月までに、全特定復興再生拠点区域で除染・インフラ整備開始。



<今後>

- 2020年3月までに、JR常磐線全線開通に合わせ駅周辺の一部を避難指示解除。
- 2022年～2023年春までに、特定復興再生拠点区域の全域の避難指示解除。

- 特定復興再生拠点区域は、これまで帰還困難区域として立入りを厳しく制限。
- **12日、よりきめ細かな放射線防護対策として「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」を策定。**原子力規制委員会より2013年「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（原子力規制委員会）」に沿ったものとして認められた。
- **長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下となることを引き続き目指す。**

「基本的考え方（原子力規制委員会）」を基本としつつ (個人線量管理、被ばく線量低減、相談対応 等)

① 帰還準備段階の取組

帰宅準備やまちづくりを進める段階

(より強化する対策)

- ・ 詳細な線量マップの提示
- ・ 代表的な行動パターンの推計値提示 等

※特に、頻繁に立入る者には、引き続き必要な措置

- バリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とする

立入りの円滑化によるまちづくりの加速

② 避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域内で生活が始まる段階

(より強化する対策)

- ・ 生活パターンごとのデータ把握・提示
- ・ データ、生活実態に基づく相談対応 等

- 避難指示解除による
住民の帰還・居住の実現

まちの復興・再生

- これまでの避難指示解除に向けた取組と進め方を踏まえ、**特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組と進め方**を決定。

(1) 特定復興再生拠点区域の整備

- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく**除染・インフラ整備**

(2) 帰還に向けた安全・安心対策

- **よりきめ細かな放射線防護対策の実施**

(3) 具体的な手順

- 以上の(1)、(2)の取組の実施
- 避難指示解除の要件※がおおむね充足された地域において、帰還準備のための宿泊を実施
- 地元との協議の上で、避難指示を解除

※2011年12月 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について
(原子力災害対策本部)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

- たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。